

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…
 - 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
 - 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農林水産部農業振興課)…
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
 - …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…
 - 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)…
- 正 誤
- 平成八年二月二十九日付東京都告示第百六十八号……………

告示

●東京都告示第八百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年四月二十五日	福生市大字熊川字北七百八十六番六、同番七、同番十七及び同番十八の各一部	延長 一八・二九 幅員 四・〇〇
----------------------	--------------	-------------------------------------	---------------------------

同右

平成二十六年四月二十八日	福生市大字熊川字武蔵野千六百九十番二十の各一部	延長 六・〇〇 幅員 四・〇〇
--------------	-------------------------	--------------------------

同右

平成二十六年五月十二日	昭島市拜島町四丁目千九百七十一番一及び同番二の各一部	延長 二五・六一 幅員 五・〇〇
-------------	----------------------------	---------------------------

●東京都告示第八百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を指定した。

●東京都告示第八百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年五月十二日	昭島市玉川町三丁目七百七十番一及び同番四の各一部	延長 一一・六三 幅員 六・〇〇
----------------------	-------------	--------------------------	---------------------------

同右

平成二十六年六月四日	東京都多摩建築指導事務所長	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに転回広場面積(単位平方メートル)
------------	---------------	-------------	--

同右

平成二十六年六月四日	東京都多摩建築指導事務所長	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに転回広場面積(単位平方メートル)
------------	---------------	-------------	--

法第四十二条 平成二十六年 多摩市東寺方 延長

法第四十二条 平成二十六年 多摩市東寺方 延長

第一項第五号
の規定による
道路

年四月十六日
一丁目二番二
十五の一部
幅員
四・〇〇
四・〇〇
転回広場
三二・五〇

●東京都告示第八百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年五月七日	小金井市前原町三丁目千四百九十六番十五の一部	延長 一一・〇八 幅員 〇・五〇

●東京都告示第八百六十八号

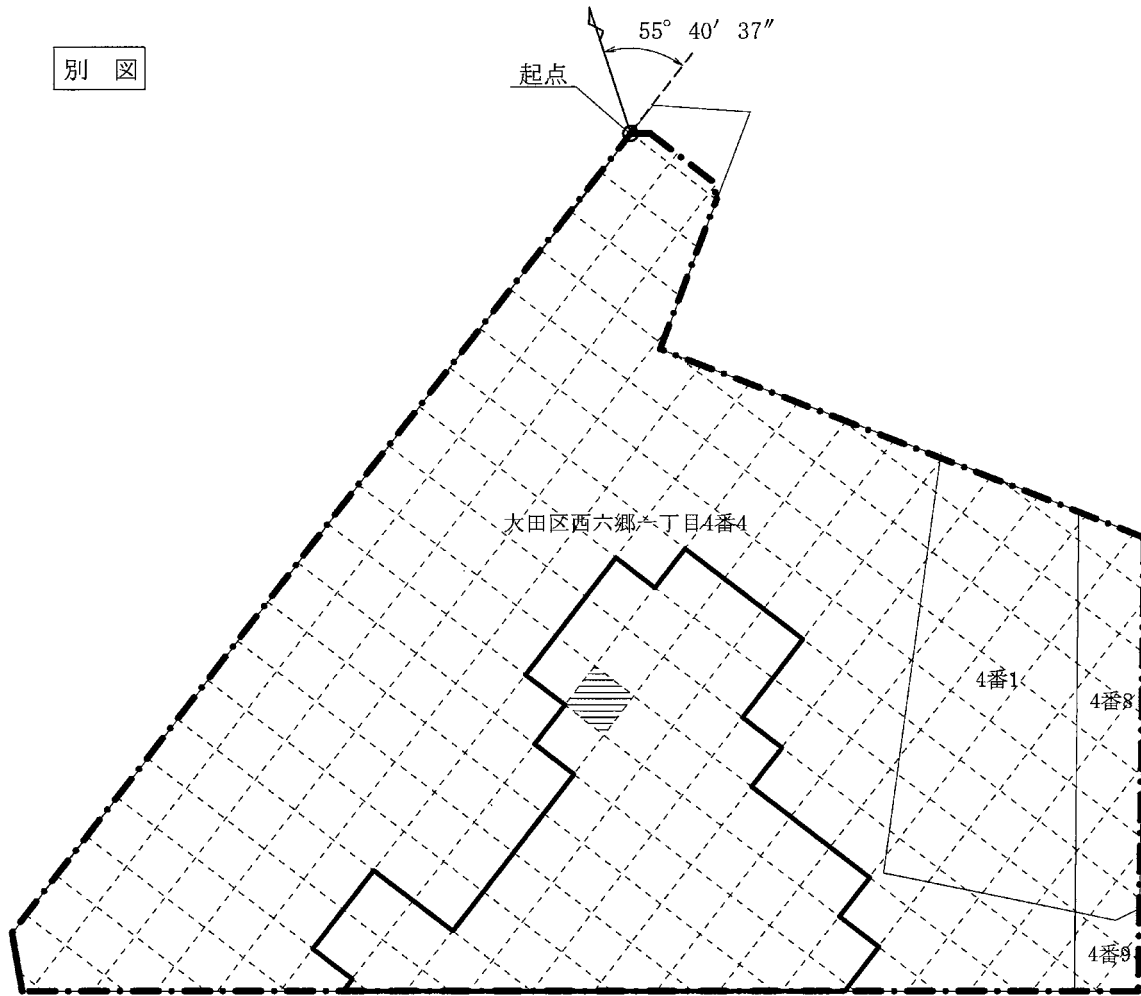
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月四日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区西六郷一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

別 図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- · - · - 敷地境界
- ▨▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大田区志茂田中学校敷地の最北端とする

【格子の回転角度(55度40分37秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十九号

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十七号）第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録したので告示する。

平成二十六年六月四日

東京都知事 外 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第七百八十五号 平成二十六年五月十九日 中野区中野五丁目二十八番五号レジデンス 泉一〇七 坂井 美碧 牛 家畜人工授精の業務

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こころプラネット

三 代表者の氏名

野崎 恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区二番町五番地二 麹町駅プラザ九階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々に対し、プラネタリウム等、科学教育施設の運営支援や天文・科学普及啓発の為のイベントなどを通じて、天文学を主とした科学全般への興味を喚起し、人のこころを柱とした心のこもった科学教育の普及・啓発活動を行い、その振興と進歩ある健全な社会作りに貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あだち

三 代表者の氏名

原木 慶子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住仲町二十四番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害をもつ人たちが安心して足立区という地域で暮らしていける環境を提供していけるよう支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人放課後広場そらのいろ

三 代表者の氏名

坂 ますみ

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区松原六丁目九番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある子どもとその家族が豊かな生活をつくるために、障害のある子ども達の放課後及び長期休暇における活動の場を提供する。更に、その活動を通し、地域社会に障害への理解を広め、障害児(者)の社会参加と自立がし易い環境を作り、充実した福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人育児サポートドouce.

三 代表者の氏名

難波 直子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門二丁目十四番一号 郵政福祉琴平ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、助産師によ

る個別予約相談をはじめとした妊娠から出産までの周産期教育及び育児、授乳へのケアを提供し妊娠・育児期にある親子の社会支援の普及啓発に努め、育児が家族にとつてより良い時間となる社会作りに寄与する。また、周産期の専門知識をもつ助産師に活躍の場を拡大し、親子の助け手である助産師が身近にいる社会作りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人歴史の真実を求める世界連合会

三 代表者の氏名

目良 浩一、藤岡 信勝

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市中町一丁目十二番十六ー四〇一 桜の花

出版方

五 定款に記載された目的

この法人は、第二次世界大戦に関連した日本および日本人の行動について、往々にして誤った歴史的解釈がなされているのに対して、正確な史実に基づいた歴史的資料を発掘し、編纂して、それを世界の人々に伝達して、正しい歴史の解釈を広めることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人世界環境保全機構

三 代表者の氏名

日野 洋介

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座八丁目十八番二一〇〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、環境の保全及び健康の増進の啓発・推進並びに支援に関する事業、国内及び世界各地の被災地域の支援・援助に関する事業、発展途上国、貧困地域の子ども達及び援助を必要とする子ども達の教育の支援に関する事業、発展途上国及び貧困地域への協力・支援に関する事業、環境、災害、貧困等についての調査・研究並びに情報提供に関する事業を行い、世界各地の環境の保全、健康の増進及び恵まれない地域に対する支援を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人オキユフェス

三 代表者の氏名

高橋 建滋

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東二丁目三番七一五〇二号 日興パレス秋葉原

五 定款に記載された目的

この法人は、Virtual Reality (V

R) 作家に対して作品発表の場・VR技術の勉強会・VRコミュニティを提供し、我が国のVR技術の進歩に貢献すると同時に、広く一般市民に対してVRコンテンツ体験の場を提供することで、VRが新たな娯楽・生活の質を向上させるツールとなり、日本におけるVR文化の発展に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十六年六月四日

東京都下水道局長 松 浦 将 行

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五一八一	株式会社 優美設備	倉元 匡代	清瀬市中里二丁目千六百番地九
五一八二	株式会社 バウム	渡邊 良則	世田谷区宮坂二丁目二十六番二十六号
五一八三	ヒカル・エンジニアリング	越川 律	東村山市恩多町一丁目二十二番地三十七

二 指定年月日

平成二十六年六月三日

正 誤

○平成八年二月二十九日付東京都告示第百六十八号
三ページ上段中「二千三百九十三番」を「二千三百九十
三番・二千三百九十四番合併」に訂正する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号

郵便番号
112-0002